

鈴鹿市発注工事における 週休2日制試行要領等 令和8年7月版の適用について

令和8年6月 技術監理契約課
土木技術管理G / 建築技術管理G

令和8年7月改定の積算基準を適用する工事※から
三重県制定の週休2日試行要領等（令和8年7月）を適用します。

※工事発注課が別に定める要領や期日がある場合を除く。

発注工種	適用要領	制定部署
土木工事（下水道工事含む）、港湾工事 ※上水道工事も準用	週休2日制試行要領（土木工事編）（港湾工事編）令和8年7月 ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 ・週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領	三重県 県土整備部
公共建築工事	公共建築工事週休2日制試行要領（令和8年7月） ・土日完全週休2日制工事試行要領（発注者指定型）	三重県 県土整備部営繕課
農業農村整備工事	週休2日制工事試行要領（令和8年7月） ・土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 ・週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領	三重県 農林水産部
森林整備保全工事		
漁港漁場関係工事		

現行要領（令和7年7月）からの主な変更点

- ・土木工事（下水道工事含む）、公共建築工事、農業農村整備工事において、経費補正を廃止
- ・公共建築工事において、受注者希望型が廃止
- ・港湾工事、森林整備保全工事、漁港漁場関係工事における補正係数の変更
- ・経費補正を行わない工事について、月単位及び週単位の週休2日達成状況確認の廃止
（通期の週休2日の達成状況のみ確認）

【土日完全週休2日制工事の補正係数一覧】

〔土木(下水含む)・公共建築・農業農村〕

令和8年7月に改定される積算基準は週休2日での施工を標準とした積算体系となっているため、経費補正は行いません。週休2日の達成状況に関わらず、増額変更も減額変更もしません。

〔港湾・漁場漁港〕

月単位の経費で発注し、月単位の週休2日が未達成の場合は補正分を減額変更します(週単位の概念はありません)。

〔森林整備保全〕

週単位の経費補正で発注し、工事の清算の際、受注者が週単位の週休2日に取り組むことを希望しなかった場合、または週単位の週休2日が未達成の場合は、月単位の補正係数に減額変更します。

また、月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更します。

適用要領	①週単位 4週8休以上		②月単位 4週8休以上		①、②以外	成績加点条件
土木 (下水道含む)	補正なし					全ての土日を現場閉所できた場合(1点) ※発注者の指示による土日作業の平日振替え可。ただし振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則前後2週間以内の平日への振替えの場合のみ加点対象とする。 ★公共建築工事は下線部分を「原則前後各2週間以内」に読み替える。
港湾			労務費 1.00 機械経費 1.00 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03	→	補正なし	
公共建築	補正なし					
農業農村整備	補正なし					
森林整備保全	労務費 1.02 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03	→	労務費 1.02 共通仮設費率 1.01 現場管理費率 1.02	→	補正なし	
漁港漁場関係			労務費 1.00 機械経費 1.00 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03	→	補正なし	

→ : 未達成の場合 □ : 当初適用係数

※週休2日制要領における「前後2週間」と「前後各2週間」は同じ意味で、当該事前作業指示日の2週間前から2週間後の平日を指す。

例：事前作業指示日がR8/7/18の場合、振替日は7/6～7/31の平日であれば加点対象となる。

土日完全週休2日制工事 確認表【記入例】

土日完全週休2日制工事 確認表

工事名・工期等を記入。
※工期を記入すると下に対応した表が表示される。

監理業者名・現場代理人を記入。

対象期間内のすべての土日を指定土日として記入する

判定

週休2日
・月単位の週休2日
・週期（対象期間全体）の週休2日
・指定土日（成績加点）

監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。
※港湾工事の通期は成績評価のみ考慮。（港湾工事の補正係数に通期の考え方は無い）

【計画の対象日】ブルダグで選択
※準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、製=工場製作期間、○=対象期間

【計画の対象日】ブルダグで選択
●=箇所指定土日、○=箇所指定日（指定土日以外）

【実績の対象日】ブルダグで選択
※準備期間、片=後片付期間、夏=夏休み期間、年=年末年始休み期間、製=工場製作期間、○=対象期間

【実績の対象日】ブルダグで選択
●=箇所指定土日（指定土日以外なし）

【対象日の日数（計画・実績）】⇒「○：対象期間」の集計。ただし以下の期間は対象期間から除く
準備期間、後片付期間、夏休み期間、年末年始休み期間、工場製作期間、※=工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発

【箇所日の日数（計画）】

現場見学会など、1週間以上前から明示している土日作業があり、発注者との協議により土日を調整する場合は、調整後の備考欄に調整先に「●」を記入
※調整先元の日の備考欄で「事前」を選択
※調整先元の日の備考欄で「調整」を選択

すべての土日の備考欄に「指定」を選択

【箇所日の日数（実績）】⇒「●：箇所日」の集計

【土日完全週休期間】⇒すべての土日の備考欄に「指定」、調整先

工事事故等による不稼働期間、災=天災に対する突発的な対応期間、他=その他、発注者の責による作業は

緊急対応など、同一週で明示した発注者の指示による土日作業の場合、「他」を選択

【箇所率】⇒（箇所日）/（対象日）
【4週8休判定】⇒「○」：箇所率2.6%以上
「×」：箇所率2.6%未満
「対象外」：最上の土日が対象期間に含まれない場合
【完全土日稼働期間】⇒「○」：土日がすべて稼働期間できている。
「×」：土日がすべて稼働期間でない。
【成績加点】⇒「○」：検査時の工事成績評価における加点あり。
「×」： 加点なし

計画時の確認

対象予定日数	81
箇所予定日数	26
達成予定率	32.1%

実績時の確認

対象日数	75
箇所日数	22
達成率	29.3%

← 通期（対象期間全体）の週休2日の状況

事前指示における振替日

事前指示対応日	振替日	判定
令和8年8月8日	令和8年8月11日	○

前後2週間以内に振り替えの判定をするために、事前指示を受けた日（調整先）の日と調整先の日を入力する。

まとめ

鈴鹿市が発注する令和8年7月改定の積算基準を適用する工事から、三重県の週休2日試行要領（令和8年7月）を適用します。※工事発注課が別に定める場合を除く

土木工事（下水道工事を含む）、公共建築工事、農業農村整備工事は週休2日に係る経費が積算体系に含まれていることから、経費補正を行いません。

週休2日確認表は通期の週休2日が確認できるものを使用してください。